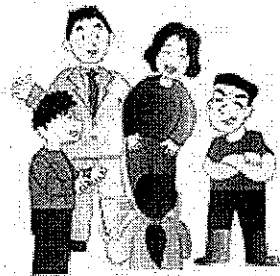


1 まずは地域の体制づくりから始めよう

参考資料 1



遊休農地の解消・発生防止対策を各個人で行うには限界があります。市町村の関係者が互いに連携し、一体となって取り組みましょう。

そのために、農業委員会やJA、農業公社、土地改良区などが事務局となって「遊休農地解消対策連絡協議会」を設立しましょう。その際、農業関係者だけでなく、行政の企画部門や商工業、福祉、森林組合など異業種の関係者にも参加を呼びかけ、いろいろなアイデアが出せる体制づくりをしましょう。

◆TOPページへ

2 農地パトロールで遊休農地の実態を把握しよう

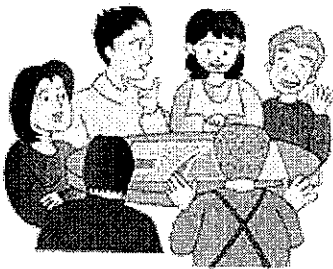
遊休農地の実態把握には、農地パトロールがいちばんです。農業委員、市町村、JAの職員等が中心となり農地のパトロールを行い、遊休農地の現況を確認するとともに、その周辺の土地利用状況を把握しましょう。

特に農家の協力が比較的得られやすく、現場確認が容易な時期を選んで「農地パトロール月間」として設定し、集中的に発生防止の啓発活動を行いましょう。



◆TOPページへ

3 みんなで話し合って活用計画をつくろう



遊休農地の実態を把握したら、地域の農家、関係者を集めて座談会を開き、遊休農地の状況を報告するとともに問題点を整理しましょう。

みんなでアイデアを出し合って、どのように活用していけばいいのかを検討し、地域の合意形成を図りましょう。

具体的な活用方向としては、

1. 農業的活用
2. 環境・林業活用
3. 非農業的活用

の3つに大別できます。

◆TOPページへ

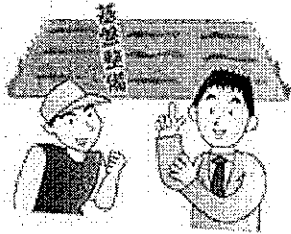
4 遊休農地の活用方向ごとの対策

農業的活用について

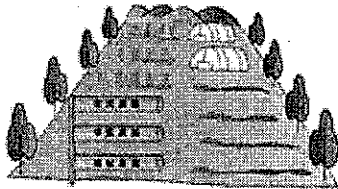
1. 基盤整備と担い手への利用実績

いったん遊休化してしまった農地は、ただちに耕作可能というわけにはいきません。

このため、農業的活用を図る農地は、遊休農地解消総合対策事業等を活用し、必要に応じて基盤整備等を行い、農業委員会の利用調整活動で積極的に地域の担い手への利用集積を図っていきましょう。



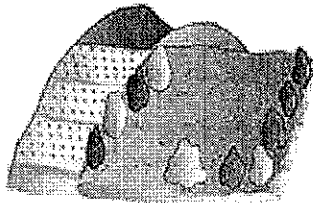
2. 市民農園・福祉農園等への利活用



近年、都市・農村を問わず、農作業をやりたいというニーズが昂まっています。しかし、必ずしも需要と供給がマッチしていないのが現状であり、遊休農地を市民農園に活用していくのも有効です。また、小・中学生の農業体験学習のための学童農園や心身に障害をもつ人々の健康回復に有益な福祉農園や園芸療法農園等への遊休農地の有効活用も進めていきましょう。

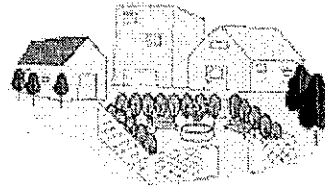
環境・林業的活用

～ふるさと山村づくり運動を
呼びかけましょう～



農地への復旧がどうしても難しい山間・谷地田等の遊休農地については、ソバ、レンゲなどの景観作物を作付けしたりケヤキ、ナラなどの広葉樹の植栽を進めましょう。

非農業的活用



遊休農地が宅地の中に点在するなど、農業活用、環境・林業的活用がどうしても難しい場合には、公共用施設用地や宅地開発等の非農業的活用も必要です。

◆TOPページへ

千葉県の市民農園

都市及びその周辺地域において営まれている農業は、生鮮野菜等の生産・供給のほか、緑豊かな生活環境、良好な景観、身近に農作業や農作物に触れることによる情操教育の機会及び災害時の防災空間等の提供といった多面的な役割を果たしています。

また、一方で都市住民は、農村の地域資源や土と親しむ農業体験等に「心のいやし」を求め、都市と農村の交流への需要が高まっています。

このような中、市民農園は、農業者以外の人々が近場で本格的な農業を体験できる場として注目されています。

生産者と消費者が農産物生産という共通の話題を通じ、相互理解を深める交流の場ともなっています。

千葉県では、平成3年に「千葉県市民農園整備に関する基本方針」を制定し、都市住民が農業とふれあう場である市民農園の整備を促進するとともに、遊休化している農地の積極的な活用を進めています。

また、今後とも市民農園の多用な利用と拡大を図るため、市民農園に関するアンケート調査(平成14年11月～平成15年1月)を実施しました。



市民農園の形態と特徴

市民農園の開設は、市町村、農協、農地を所有している農家が行っており、開設の形態は

- ◎ 市民農園整備促進法によるもの(PDFファイル)
- ◎ 特定農地貸付法によるもの(PDFファイル)
- ◎ 農園利用方式(法律に基づかない)によるもの(PDFファイル)

の3種類で、それぞれの特徴は次表のとおりとなっています。

開設方法	開設者	施設	開設手続き	設置場所	優遇措置
市民農園整備促進法による場合	(1)地方公共団体 (2)農業協同組合 (3)農地を有する個人等	農機具収納施設、休憩施設、トイレ等の付帯施設の設置が必要	開設者が申請し、市町村が認定(農業委員会の決定及び知事との協議が必要)	(1)市民農園区域(市町村が指定) (2)市街化区域	(1)農地法の権利移動の許可が不要 (2)農地を休憩施設等に転用する場合、農地法の転用許可が不要 (3)市街化調整区域で開設する場合、都市計画法の特例措置 (4)水田の転作面積に算入
特定農地貸付法による場合	(1)地方公共団体 (1)農業協同組合	要件とされていない	開設者が申請し、農業委員会が承認	特に定めはないが、適切な位置にある場合に承認	(1)農地法の権利移動の許可が不要 (2)水田の転作面積に算入
農園利用方式による場合 (法律の規制なし)	(1)地方公共団体 (2)農地を有する個人等	施設の設置は自由	農地の取得、施設を設置する場合農地法の許可が必要	定められた場所はない	

◎ 千葉県市民農園開設状況分布図

◎ 平成15年度市民農園開設状況調査結果から(PDFファイル)

県内における市民農園開設状況

(平成15年10月末現在)

県内には千葉・東葛飾地域を中心に150か所、約14,000区画が開設されており、1区画の面積は、30平方メートル程度のものが最も多くなっています。

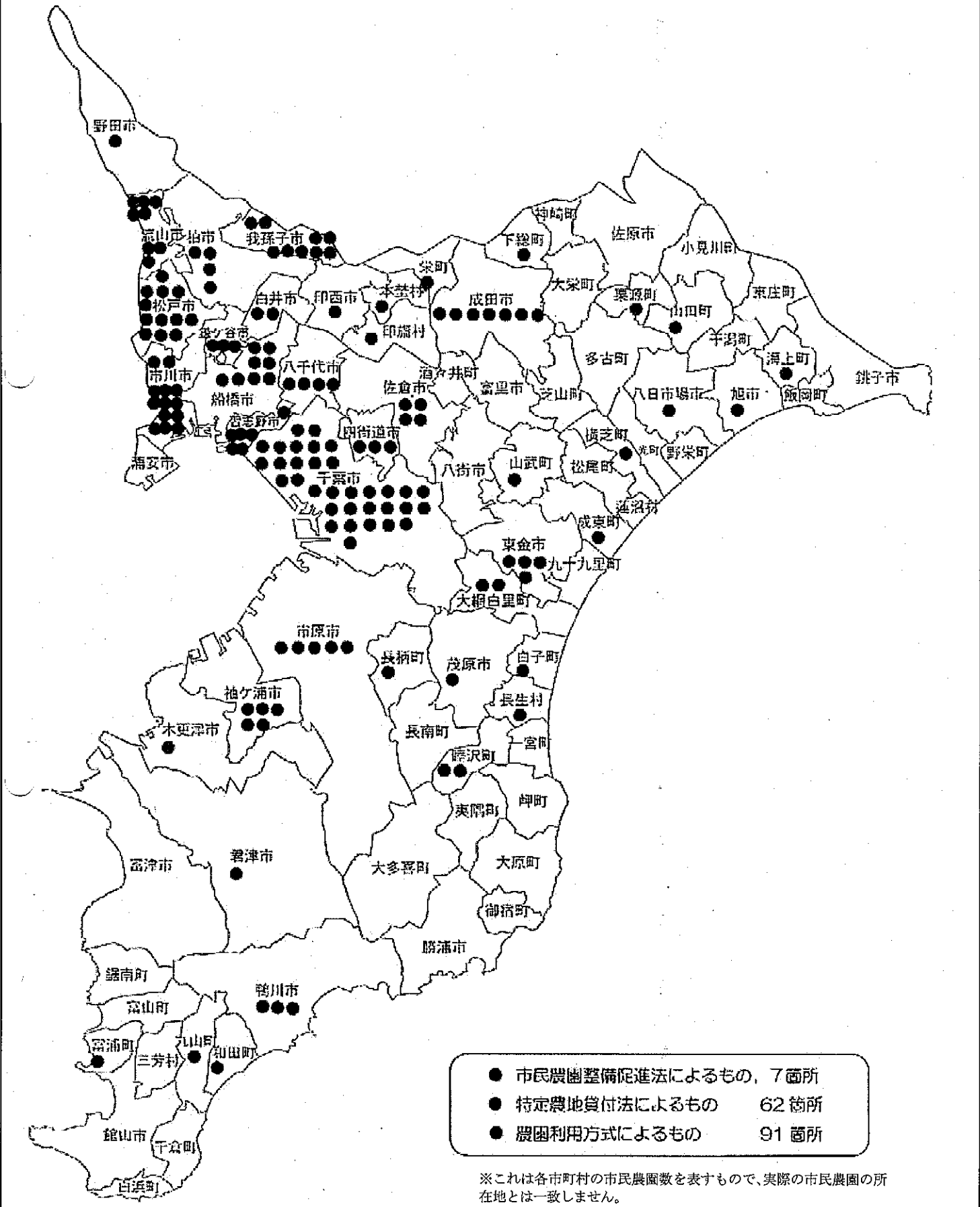
開設方法	か所数	面積	区画数
市民農園整備促進法によるもの(PDFファイル)	6か所	52,275㎡	1,031区画
特定農地貸付法によるもの(PDFファイル)	58か所	252,577㎡	4,858区画
農園利用方式によるもの	86か所	218,771㎡	8,095区画
計	150か所	523,623㎡	13,984区画

貸し付けを行っている区画数、区画面積、利用料金、利用期間、利用できる方の要件等はそれぞれの市民農園によって異なりますので、お近くの市町村等の農林関係部署(PDFファイル)にお尋ねください。



千葉県市民農園開設状況分布図

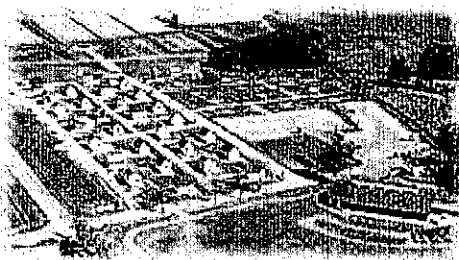
(平成17年3月末現在)



アグリプレーイングゾーン
栗沢クラインガルテン

週末を家族揃って畑づくりで楽しく過ごしませんか。

栗沢クラインガルテンは、野菜づくり、花づくりを通して自然と人とのふれあいを深めていくアグリプレーイングゾーンです。滞在型や日帰り型の市民農園をはじめ、花やハーブなどの栽培ゾーン、自然観察の森、いも掘りなどができる体験農園、米づくりを知るための学習田などを備えた道内初の画期的な農業体験施設です。



滞在型貸農園

- 使用基準／1区画(ラウベ・農園)全27区画
- 賃貸料(年間)／240,000円
- 使用期間／毎年4月1日から翌年の3月31日まで
- 備考:ラウベ使用に係る光熱水費及び電話料は実費を徴収

日帰り型市民農園

- 使用基準／1区画(農園)全100区画
- 賃貸料(年間)／1平方メートル200円
- 使用期間／毎年4月1日から11月30日まで

体験農園

- 使用基準／1家族
- 賃貸料(年間)／1作物1,500円
- 使用期間／毎年5月1日から10月31日まで



ラウベ(462K)



ドリーム館(462K)

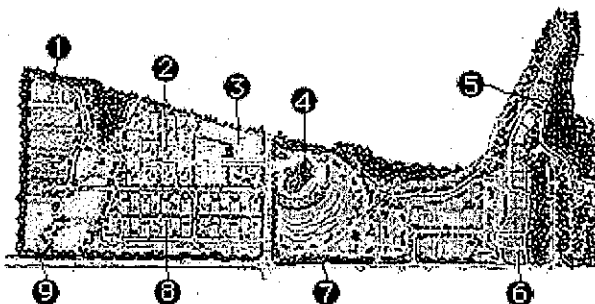


上記QTVR画像をご覧頂くには最新のQuickTimeのプラグインが必要になります。こちらからダウンロードして下さい。



施設紹介

ご覧になりたい場所をクリックして下さい。



- 1ハーブ園 2日帰り型市民農園 3駐車場 4管理棟 5自然観察の森
9体験農園 8滞在型市民農園 7農村公園 6学習田



お問い合わせ

1. そもそも中山間地域とは？

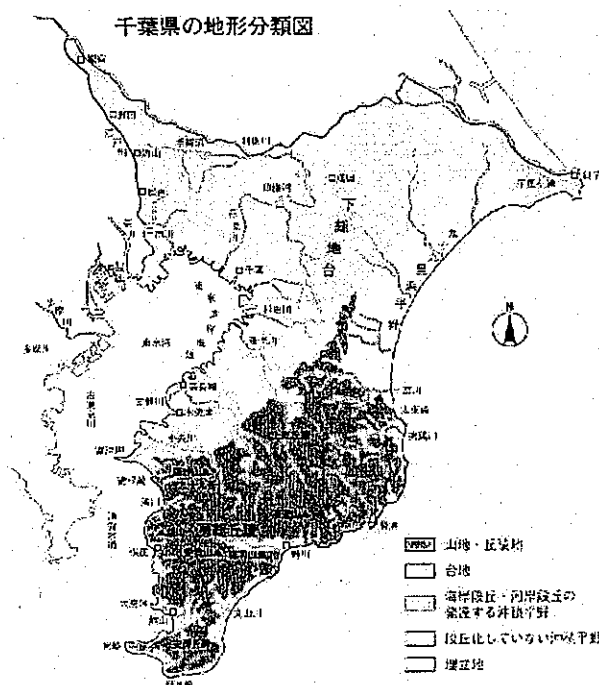
- ・「中山間地域」とは？
- ・なぜ、中山間地域は大切なの？
- ・中山間地域に何がおきているの？

「中山間地域」とは？

平野の外縁部から山間地域に至る地域を指し、位置や地形などに様々な不利性が多いといわれる地域です。

※「食料・農業・農村基本法」第35条では、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と記載されています。

千葉県の北部は、関東平野の一角を成し、下総台地、九十九里浜平野、利根川流域や東京湾岸等の沖積平野等、比較的平坦な地形が広がっていますが、南部には標高200～300m級の山々が連なる房総丘陵が展開し、傾斜地も多く存在しています。



さらに、県南部には半島先端特有の「袋小路性」が生じ、位置上の不利性も呈しています。

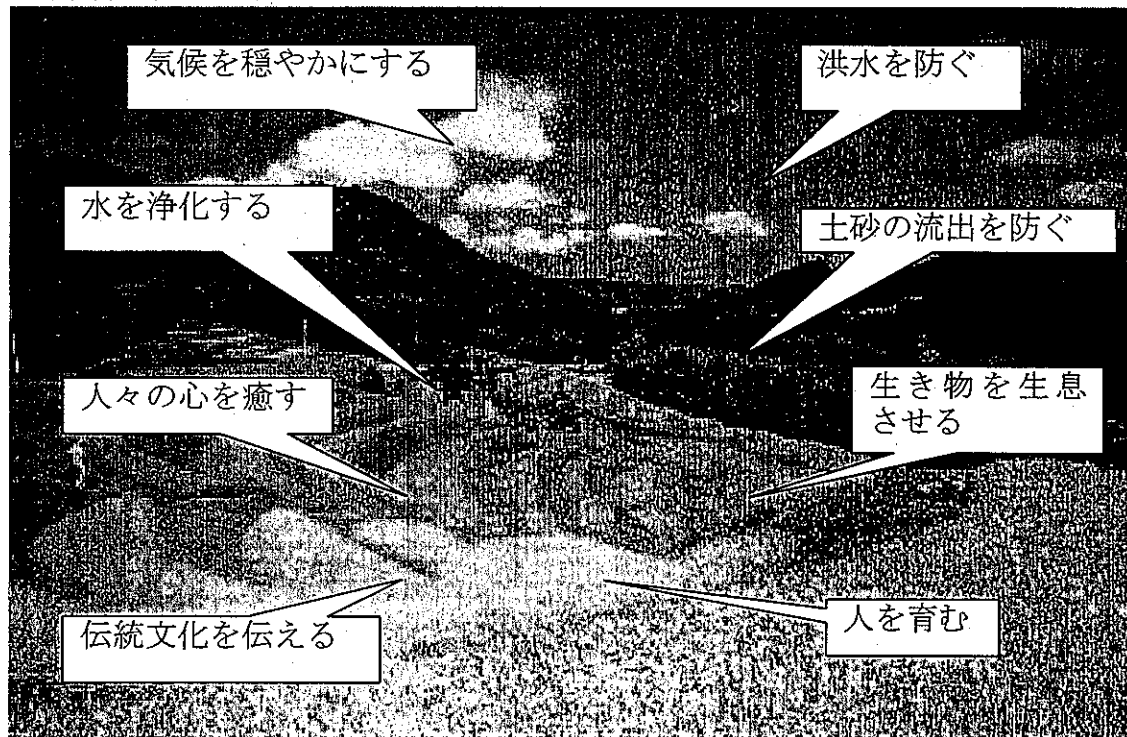
これらのことから、県南部地域が千葉県における中山間地域であるといえます。
 次のページ(「なぜ中山間地域は大切なの?」)に進む
[始めのページに戻る](#)

なぜ、中山間地域は大切ななの？

農業には、安全でおいしい農産物を生産するだけでなく、様々な役割(多面的機能)を担っています。

国土の上流部に位置し、面積も広大である中山間地域の農業には膨大な価値があります。

(写真: 鴨川市大山千枚田)



【洪水を防ぐ】

日本はアジアモンスーン地帯にあり、時には豪雨に見舞われますが、農地に雨水がしみこみ、ゆっくりと流れることで、急峻な地形を一気に流れることがなく、河川の氾濫や洪水を防ぐことができます。

県内でも降雨量が多く、地形が急峻な中山間地域では、農地の果たす役割が重要となります。

【土砂の流出を防ぐ】

農地では農業生産活動を通じ一定の維持管理がなされるため、斜面の崩壊が防止されます。

また、水田に張った水や、農地に作付けられた農作物が風などの影響を和らげ、土砂の飛散を緩和しています。

【気候を穏やかにする】

作物の蒸発散作用や水田に貯えられた水が蒸発することで、周囲の気温を下げ、夏の暑さを和らげます

【水を浄化する】

水田には、水中や土中の微生物が有機物を分解したり、作物による窒素の吸収などにより、水質を浄化する働きがあります。

【人々の心を癒す】

日本の農村風景は、私たちの先人が想像を絶する労苦と英知の積み重ねの結果、築き上げられてきました。四季折々に多彩な顔を見せる農村景観には、人々の心を和ませ、リフレッシュする機能があります。

ことに豊かな自然に恵まれ、地形の変化が飛んでいる中山間地域の農村は、グリーン・ブルーツーリズムの場として非常に大きな価値があります。

【伝統文化を伝える】

農村に伝わる祭礼、行事、風習等は、農耕にまつわり、永い年月をかけて営々培われてきた、かけがえのない地域の伝統文化です。

【生き物を生息させる】

農村の生き物の中には、農作業が継続的に営まれることで生息することができる種もいます。農村の自然環境は、人間が適度に関与して維持される「二次的自然」といえます。

ことに中山間地域では地形上の制約等から、効率性のみを重視した農作業や基盤整備の施工が困難な場合が多く、平地農村に比べ生物多様性がより豊かに保たれている場合が多いといえます。

【人を育む】

農村地帯は、次の世代を担う子供達に人と自然のかかわりを学ぶ場を提供し、豊かな感性や自然に対する感謝の念を養い、すぐれた人格形成に貢献することができます。

自然が豊かな中山間地域の農村では、都会で体験できない貴重な学習を経験することができます。

[次のページ\(「中山間地域に何がおきているのか?」に進む](#)

[前のページに戻る](#)

[最初のページに戻る](#)

・中山間地域に何がおきているの？

一般に、中山間地域では平地農村と比べ、

森林が多く、まとまった農地が少ない

急傾斜地が多い

道路や鉄道などの交通条件が悪い

就業機会が少なく、地域の過疎化、高齢化が進んでいる

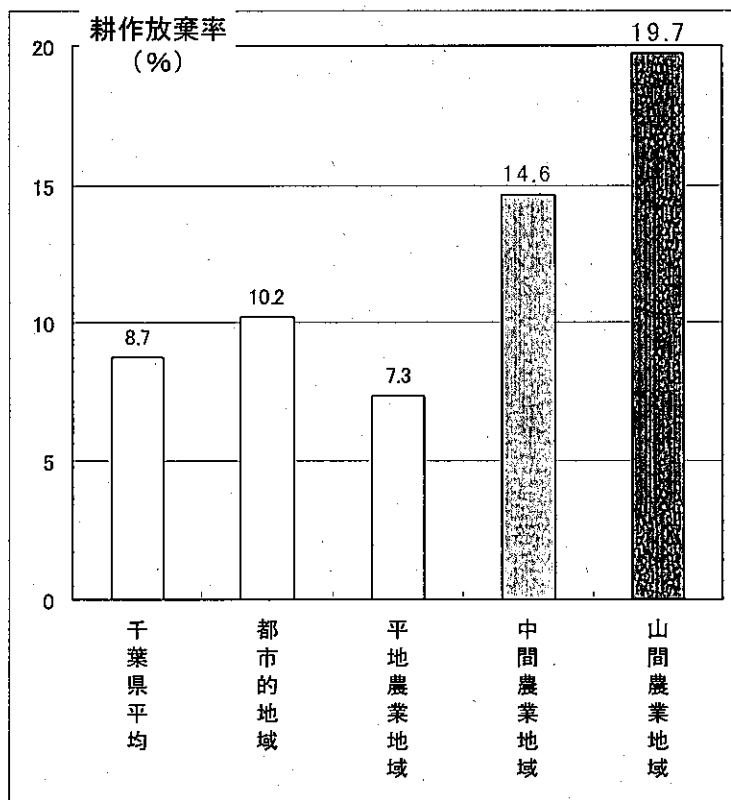
.....

このように、農業や生活を続ける上で不便であることが多いことから、農地を荒らしてしまったり、農業をやめてしまう農家が多くなっています。

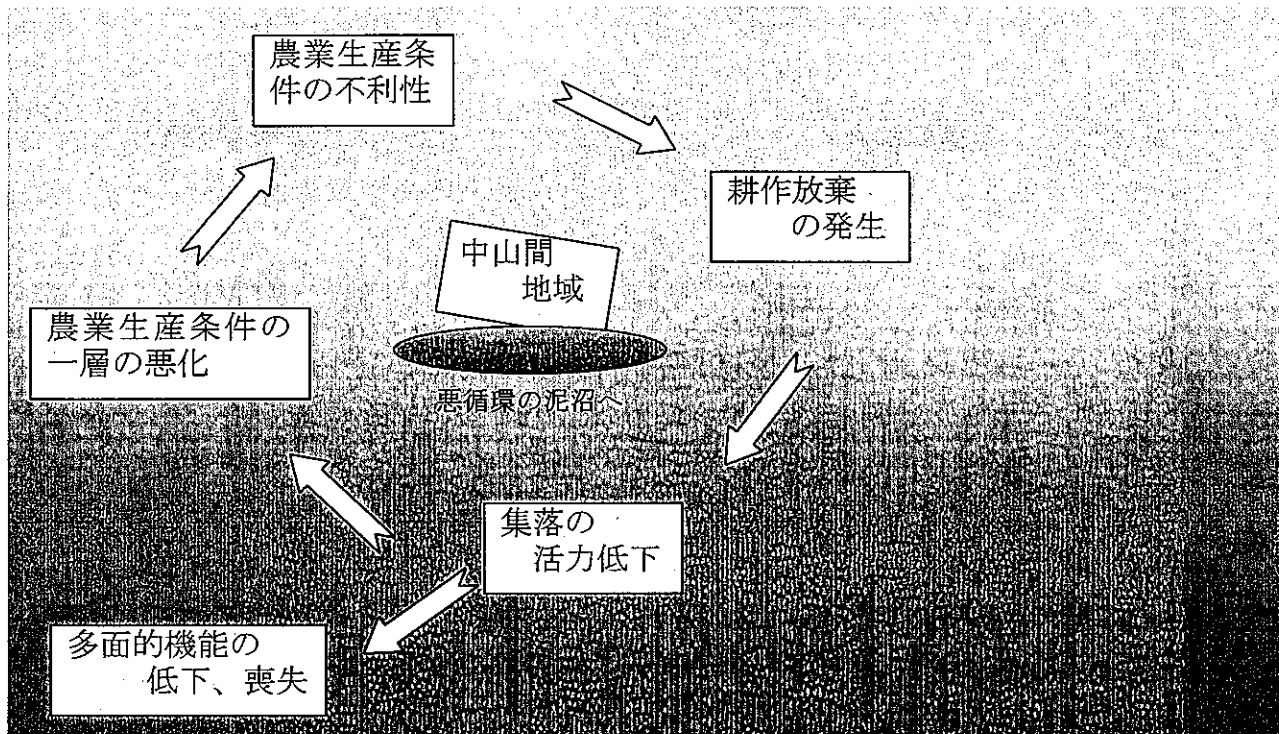


耕作放棄された農地

農業地域類型別耕作放棄率
(2000年農業センサスによる)

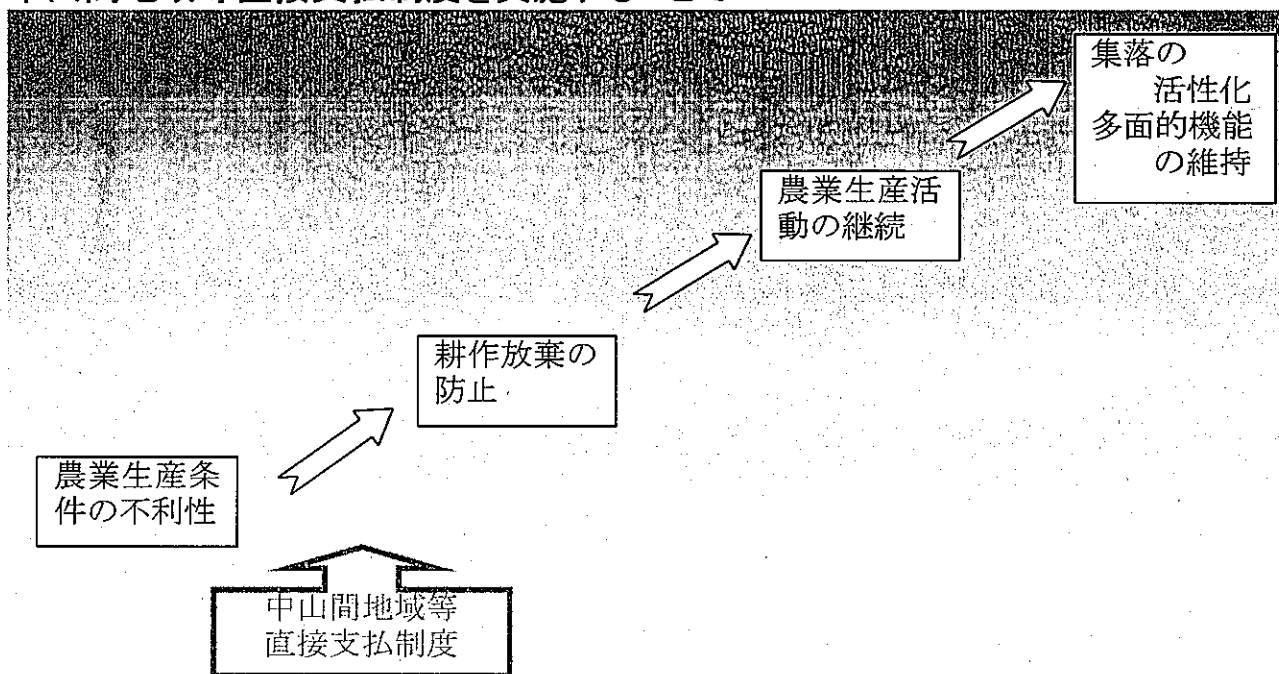


このままでは・・



中山間地域の不利性は耕作放棄を増加させ、集落の活力低下を招き、農業生産条件を一層悪化させてしまいます。

中山間地域等直接支払制度を実施することで・・・



耕作放棄を防止し、農業生産活動の持続力を向上させ、集落の活性化が図られます。

それでは、中山間地域等直接支払制度とは、どんな事業なのでしょうか？

次のページ(「2. 中山間地域等直接支払制度のしくみは？」)に進む

前のページにもどる
 最初のページにもどる

2. 中山間地域等直接支払制度のしくみは？

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等の対象地域で、傾斜が不利である等の農業生産条件が不利な対象農地で、5年以上農業生産活動を営む農業者等に耕作面積に応じて交付金等を支払う制度です。

- ・対象となる地域は？
- ・対象となる農地は？
- ・どんな活動をするの？
- ・交付金の使いみちは？

- ・対象となる地域は？(→位置図を見る)

通常基準地域(半島振興法等、地域振興立法で指定された地域)

館山市、勝浦市、鴨川市、

君津市(旧 久留里村、松丘村、亀山村、君津町、周南町、
小糸村、秋本村、三島村)

富津市、大多喜町、夷隅町、大原町、御宿町、岬町、富浦町、
富山町、鋸南町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町、
天津小湊町、飯岡町(旧 豊岡村)、九十九里町(旧 鳴海村)

特認基準地域(農林統計上の中山間地域で、知事が必要と認めた地域)

木更津市(旧 鎌足村、馬来村)、

市原市(旧 平三村、富山村、里見村、白鳥村)、

君津市(旧 小櫃村)、袖ヶ浦市(旧 富岡村)、

長南町(旧 水上村)、睦沢町(旧 瑞沢村)

[次のページ\(「対象となる農地は？」\)に進む](#)

[前のページに戻る](#)

[最初のページに戻る](#)

対象となる農地は？

前のページの対象地域内にある農地で、

①農業振興地域内の農用地区域の指定を受けている

②1ha以上のまとまりを持つ

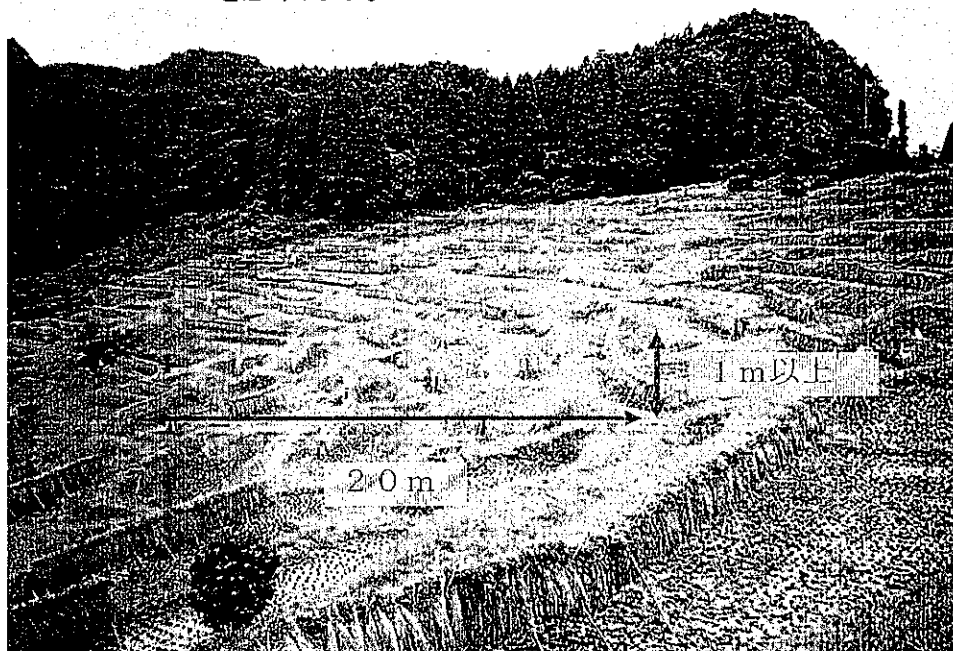
例えば、地元が管理する農道でつながっているなど、営農上の一体性があれば、必ずしも、隣り合っていないかまいません。

③次の要件を満たす農地であること

・急傾斜農地

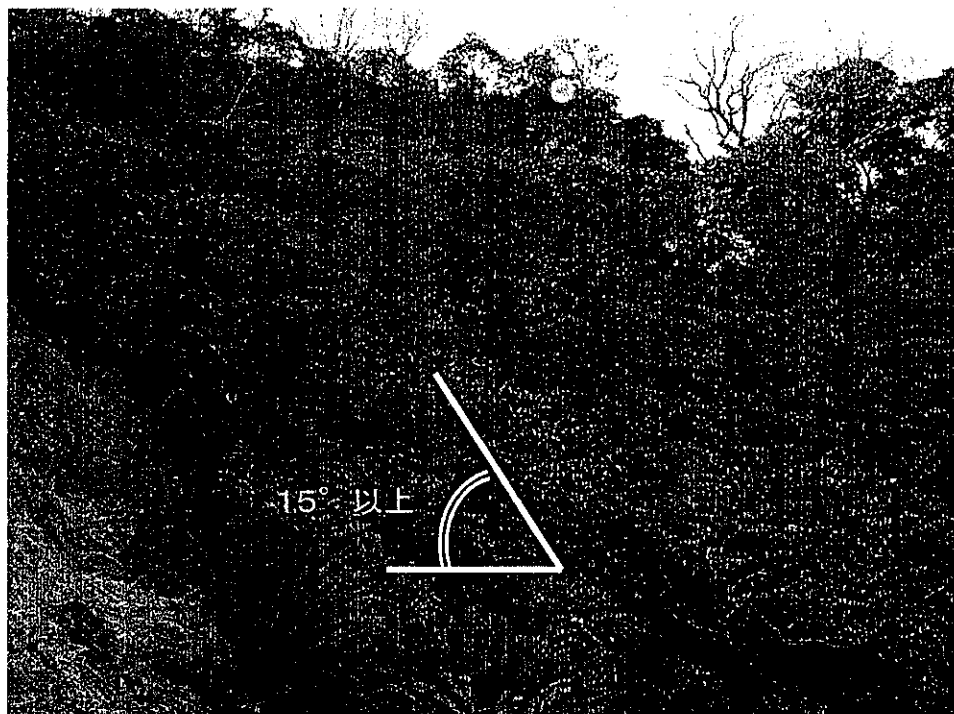
田(傾斜1/20以上)

傾斜が1/20以上とは、水平距離20mの間に高低差が1m以上ある斜面のことを意味します。



交付金単価:21,000円/10a

畑(果樹園を含む)、草地、採草放牧地(傾斜15°以上)

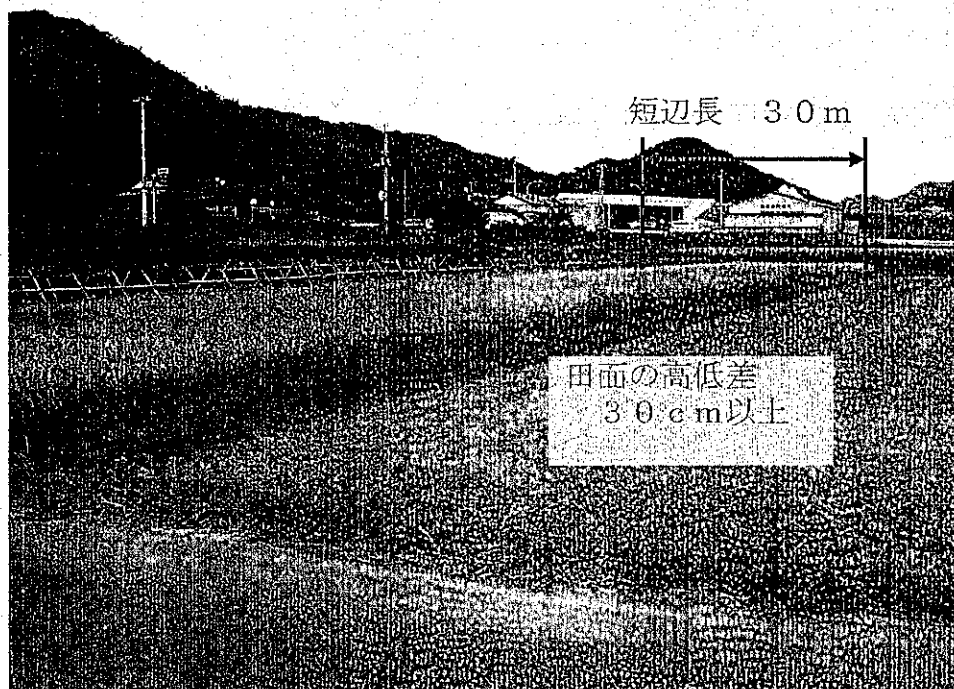


交付金単価:畑	11,500円/10a
草地	10,500円/10a
採草放牧地	1,500円/10a

- ・地形など、自然条件によりほ場整備ができない田
ほ場整備ができるかどうかは、県が判断します。

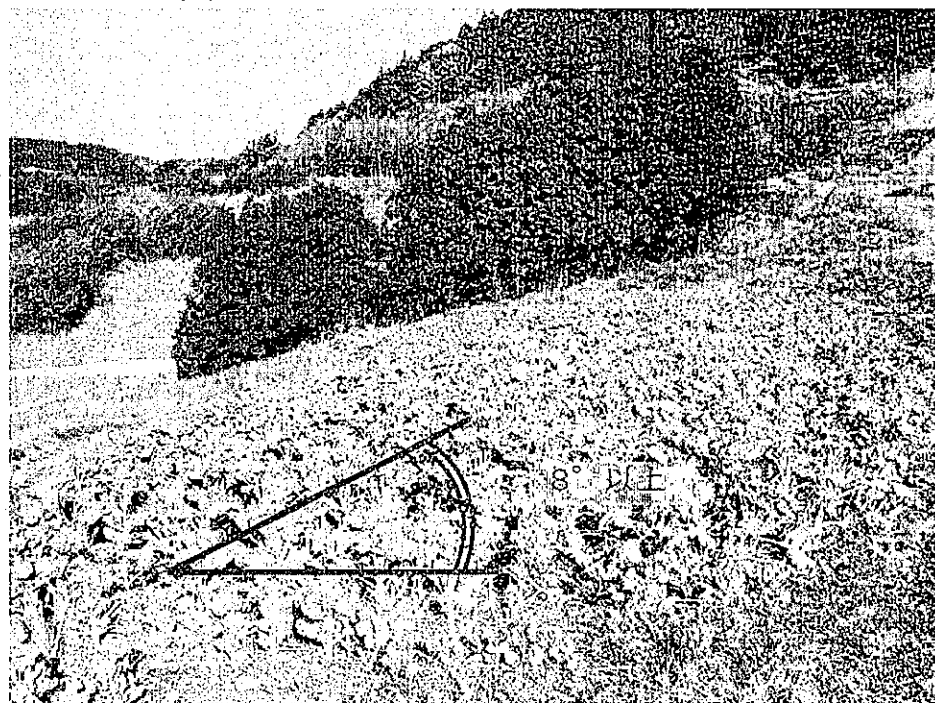
交付金単価:8,000円/10a

- ・市町村長の判断で指定した緩傾斜農地
※緩傾斜の指定状況については市町村役場までお問い合わせください
田(傾斜1/100以上)



長辺100×短辺30mの30a区画に区画整理された水田であれば、隣の田との高低差が30cmあれば、傾斜は1/100以上となります。

畑(果樹園を含む)、草地、採草放牧地(傾斜8°以上)



交付金単価:畑	3,500円/10a
草地	3,000円/10a
採草放牧地	300円/10a

[このページの先頭にもどる](#)
[次のページ\(「どんな活動をするの?」\)に進む](#)
[前のページに戻る](#)
[最初のページに戻る](#)

・制度によってどんな効果が生じたの？

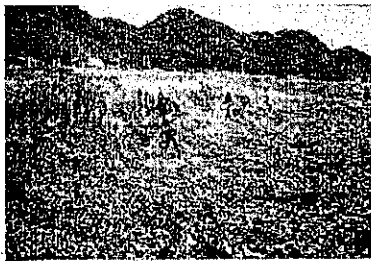
1. 耕作放棄の未然防止を図る

交付金が支払われた農地では、以後5年間農業生産の継続が義務付けられるため、耕作放棄の発生の防止に効果があります。

平成15年9月に実施した、集落協定代表者に対するアンケートでは、96%が「制度は耕作放棄を防止するのに効果がある」と回答しています。

また、三芳村や千倉町では、既に耕作放棄されていた農地を制度に取り組むため、復旧した例もあります。

耕作放棄地の復旧作業(千倉町千田西大坪)



→ [実際の取組み例を見る](#)

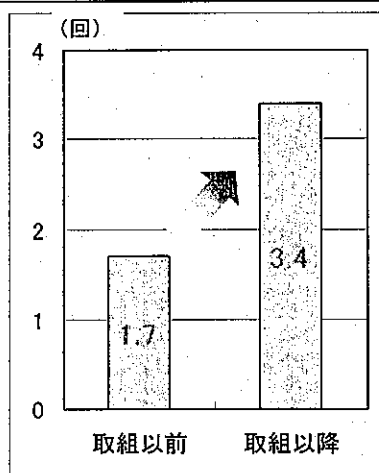
2. 農業生産活動の持続性を強化する

2-1 農業施設に対する管理体制を強化する

制度への取組みを契機に、施設の見回り等の管理頻度が増加するとともに、それまで個別に行われてきた管理を共同で実施する事例も増えてきました。

集落協定代表者へのアンケート結果によると、81%の集落で年間維持管理回数が増加しており、平均回数で1.7回から3.4回へと倍増しました。

農業用施設の年間共同管理回数の変化



維持管理体制の強化により、農業施設の施設寿命の延命化や災害等への抵抗力の強化等が期待できます。

道路側溝の共同管理(夷隅町正立寺)

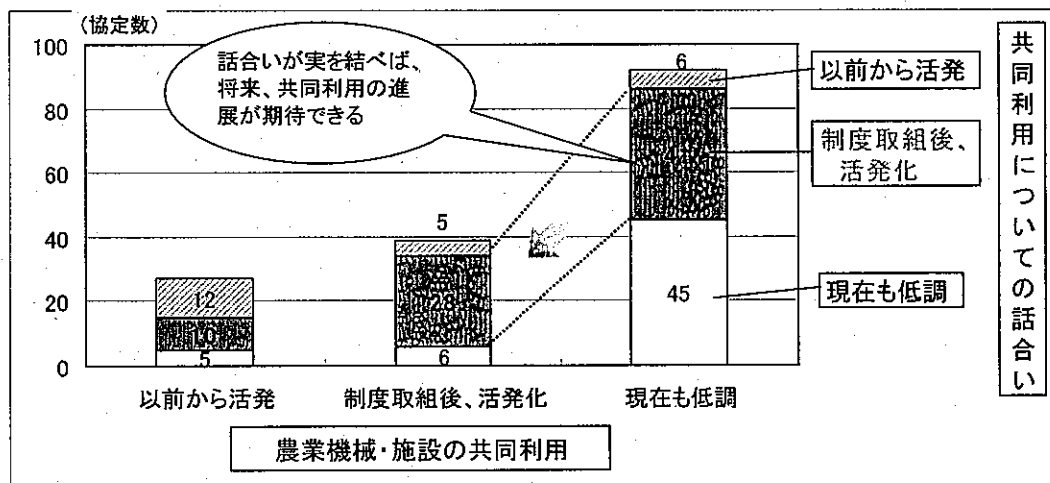


→ 実際の取組み例を見る

2-2 農業機械・施設の共同利用・共同購入、担い手育成、利用集積等を促進する。

制度取組みにより集落での話合いの機会が増加する中で、共同利用や農作業の共同化、あるいは担い手の育成等、についても話合いが行われ、地域の農業振興に大きな効果が期待できます。

平成14年度に制度に取り組んだ集落協定168の内、39協定で、共同購入・共同利用が活発になりました。102協定ではまだ活発化していませんが、共同化についての話合いは半数近くの協定で活発化しています。今後、話合いが実を結べば、共同化が進展する可能性も大いにあります。



交付金で草刈機を共同購入(千倉町大貫)



→ 実際の取組み例を見る

2-3 補助事業では対応できないきめ細かい整備が可能となり、画一的な整備水準によらない、地元の満足度を重視した公共投資が可能となる。

一般に農地が分散している中山間地域では、受益面積要件等の補助事

業の採択要件を満たすことが平地農村に比べ困難な場合があります。

広範な地域に人や物の流れが分散する中山間地域では、一定の整備水準を達成する通常の補助事業よりも、地域独自のニーズに対応できる交付金を活用することが有利な場合もあります。

交付金を活用し、地元直営で農道舗装(白浜町大作場)



→ 実際の取組み例を見る

3. 農業・農村の多面的機能の維持・増進を図る

中山間地域等直接支払制度の目的の1つに農業・農村の多面的機能の確保があり、全ての集落協定で、多面的機能を維持・増進するための活動を1以上実施されています。

3-1 集落の景観形成を図り、美しい農村景観の維持に貢献する

約3割の集落協定でコスモスやヒガンバナ等の景観形成作物を畦畔や道路脇等に作付けが行われています。美しい農村景観は、地域の住む人々のみならず、都市などから来訪する人々の目を楽しませ、グリーン・ブルーツーリズムの推進にも貢献できます。

ヒガンバナの植栽(館山市加藤)



→ 実際の取組み例を見る

3-2 農村の多様な生態系保全に貢献する

集落協定代表者へのアンケートによると、18の集落協定で制度取組みを契機に魚類、昆虫類の保護等、農村の生態系保全についての話合いや取組みが活発化しています。

中山間地域の農地・農村には、ミヤコタナゴ、トウキョウサンショウウオ、アカガエル等、千葉県レッドデータブックに掲載されている希少種も多く生息し、交付金制度の活用を通じ、農村地域の生物多様性の確保が期待できます。

また、生態系保全に取り組むことで、地域の小学校等と連携した例もあり、世代を超えた地域内交流の活発化等も期待できます。

ホテルの生息に配慮して水路を管理(館山市山下)



→ 実際の取組み例を見る

3-3 都市農村交流を活性化させる

豊かな自然環境と優れた農村景観を有する中山間地域の農村は、農作業体験を主体としたグリーン・ブルー・ツーリズムの推進に際し、重要な地域資源となります。

中山間地域等直接支払制度に取り組むことで、集落内の意見交換が活発化し、地域の合意形成が容易になったり、交付金をグリーン・ブルー・ツーリズムのための資金に充当するなどの効果が期待できます。

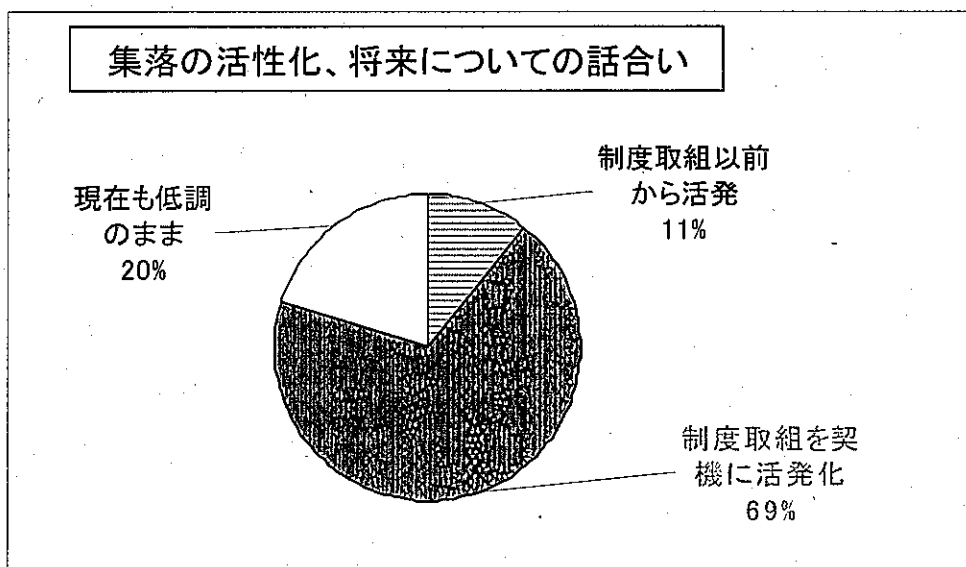
棚田オーナー制度の実施(鴨川市釜沼千枚田)



→ 実際の取組み例を見る

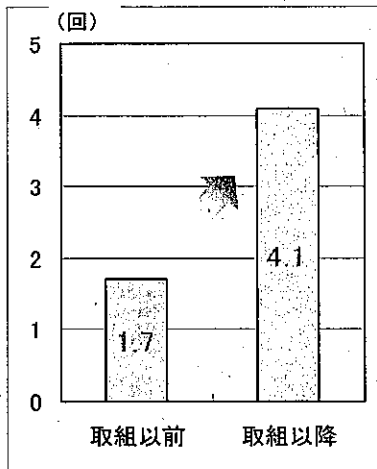
4. 集落の話合いを活発化させ、地域コミュニティの維持に貢献する

集落協定代表者に対するアンケート調査によると、制度の取組みをきっかけに活性化や将来についての話し合いが活発化した集落協定は約7割に達しています。



また、集落内での話し合いの平均回数も年間1.7回から4.1回へと増加しています。

集落における年間話し合い回数
の変化



制度を通じ、農家相互で話し合い、地域内交流が活発化したことで、地域コミュニティの維持や活性化にも大きな効果が期待できます。

子供も参加した地域のイベント(鴨川市山入)

写真:千葉日報社提供



[→ 実際の実践事例を見る](#)

[このページの先頭に戻る](#)

[次のページ\(「具体的な実践事例は？」\)に進む](#)

[前のページに戻る](#)

[最初のページに戻る](#)

取組事例(富浦町)

・富浦町南無谷8集落(耕作放棄の防止)

高齢化が著しく、取組みを5年間継続できるのか危ぶむ意見もありましたが、集落を挙げての協力体制をとり、制度を実施しました。近年、野生イノシシによる被害が深刻化したので、町の有害鳥獣対策協議会にイノシシ対策費として交付金の一部を支出するとともに、イノシシによる農作物被害を防止し、耕作放棄の発生を防ぐため、集落全員で草刈りを行っています。



取組事例(鋸南町)

・鋸南町池田集落(地域の景観形成)

法面にスイセンなどの景観形成作物を作付て、美しい農村景観の形成と、地域のピーアールを図っています。

また、「ふるさと観光農園」を組織し、食用ナバナの摘み取りや地元農産物の販売を行っています。

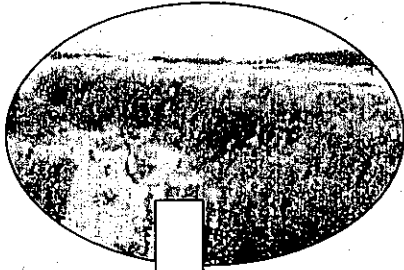


[事例の一覧にもどる](#)

取組事例(三芳村)

・三芳村西之谷集落(耕作放棄の防止)

制度実施前、約6,000㎡の耕作放棄地が点在していましたが、地元の畜産農家と連携し、飼料作物を作付けて復旧しました。この結果、農家の間で農地の管理や耕作に対する意識が変化し、従来以上に除草作業が行われるようになり、美しい農村景観が蘇りつつあります。



取組前



現在

・三芳村高月集落(耕作放棄の防止)

高齢化の進展などから耕作放棄の発生が心配されていましたが、今後の耕作が困難な恐れがある農地は、事前に地域の担い手農家と賃借権設定や農作業委託等を行い、飼料作物を栽培することで、耕作放棄の防止を図ってきました。制度の実施を通じ、集落の連帯感が一層強化され、「自らの農地は自ら守る」という意識が高まりました。



[事例の一覧にもどる](#)

取組事例(千倉町)

・千倉町大貫駒寄集落(農業機械・施設の共同利用)

交付金を活用し草刈機を共同購入しました。草刈作業も共同化され、さらには、他の農業機械の共同購入や農作業の共同化等へ波及することとなりました。



・千倉町千田西大坪集落(耕作放棄の防止)

平成12年当時、地域内に約40aの耕作放棄地があり、一時は集落協定からの除外も検討されましたが、このままでは地域の一体性が損なわれ、美観上も好ましくないことから、協定に参加することとなりました。集落が一丸となって草刈を実施し、2年後には見事に復旧することができました。



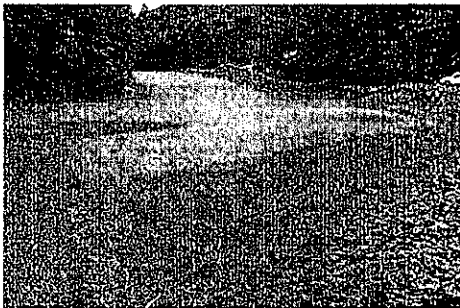
耕作放棄地の復旧状況

・千倉町大貫駒寄集落(耕作放棄の防止)

制度に取り組む以前は耕作放棄されていましたが、集落が一丸となって耕作放棄地の復旧に取り組んだ結果、現在では水田として利用されています。



事業取り組み前



平成16年夏

[事例の一覧にもどる](#)

「有機農業推進特区」の概要

総合企画部企画調整課
地域自立戦略室
電話 043-223-2448・2449
FAX. 043-225-4467
E-mail: tocsaisei@mz.pref.chiba.jp

【最終更新】平成17年8月4日

1. 概要

安心・安全・新鮮な千葉ブランドの確立を目指した戦略的な産地づくりの一環として、株式会社等が農業参入できる規制の特例措置を活用し、外食関連企業が地元野菜生産者・農協・自治体等と連携して有機農業を展開することにより、有機野菜のモデル的な産地形成を促進します。

2. 対象地域

山武町(一部)、白浜町

3. 規制の特例を導入した施策展開

(1)実施主体

株式会社 ワタミファーム

(2)内容

平成15年11月に認定された山武町では、外食関連企業が規制の特例措置を活用し有機農業を展開しており、遊休農地等を借り入れ企業自らが有機野菜を生産しています。また、企業と地元生産グループの間では契約栽培取引が行われるなど、有機野菜の産地づくりが進んでいます。

平成16年12月に追加認定された白浜町では、一年中温暖な気候を生かした有機野菜の産地づくりを進めています。

これらを一つの取り組み例として、各地域の特性にあった有機農業が「点から面」へと、広く展開していくものと考えています。

(3)事業実施の意義・効果

外食関連企業の独自の販売ルートを活用して、有機農業により生産した安全・安心・新鮮でおいしい野菜を安定して出荷できる体制を整え、国内外の競争に負けない体質の強い産地の形成を目指しています。

また、農業従事者の高齢化と担い手不足の進展に伴い課題となっている遊休農地や耕作放棄地の活用など農地の有効利用を図るとともに、参入企業による新たな雇用の確保など、農業と地域の活性化に多面的に寄与するものと期待されます。

(4)導入する規制の特例

○地方自治体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業(1001)

農業生産法人以外の法人(株式会社やNPO法人など)が、地方公共団体または農地保有合理化法人(農協など)から、農地や採草放牧地を、有償または無償で借りることができるようになります。

※()は構造改革特別区域基本方針別表に掲げられている、規則の特例措置が決定された特定事業の番

号

4. 認定日（各認定時の詳細は、年月日をクリックしてください。
平成15年11月28日（当初認定：山武町の一部）
平成16年12月8日【区域の拡大】（白浜町の追加）
5. 「有機農業推進特区」事業展開イメージ図（PDFファイル、161KB）
6. 構造改革特別区域計画書（PDFファイル、52KB）

PDF形式のファイルをご覧になるには、アドビリーダー(Adobe Reader)が必要です。
アドビリーダー(Adobe Reader)のダウンロード（新しいウィンドウが開きます）



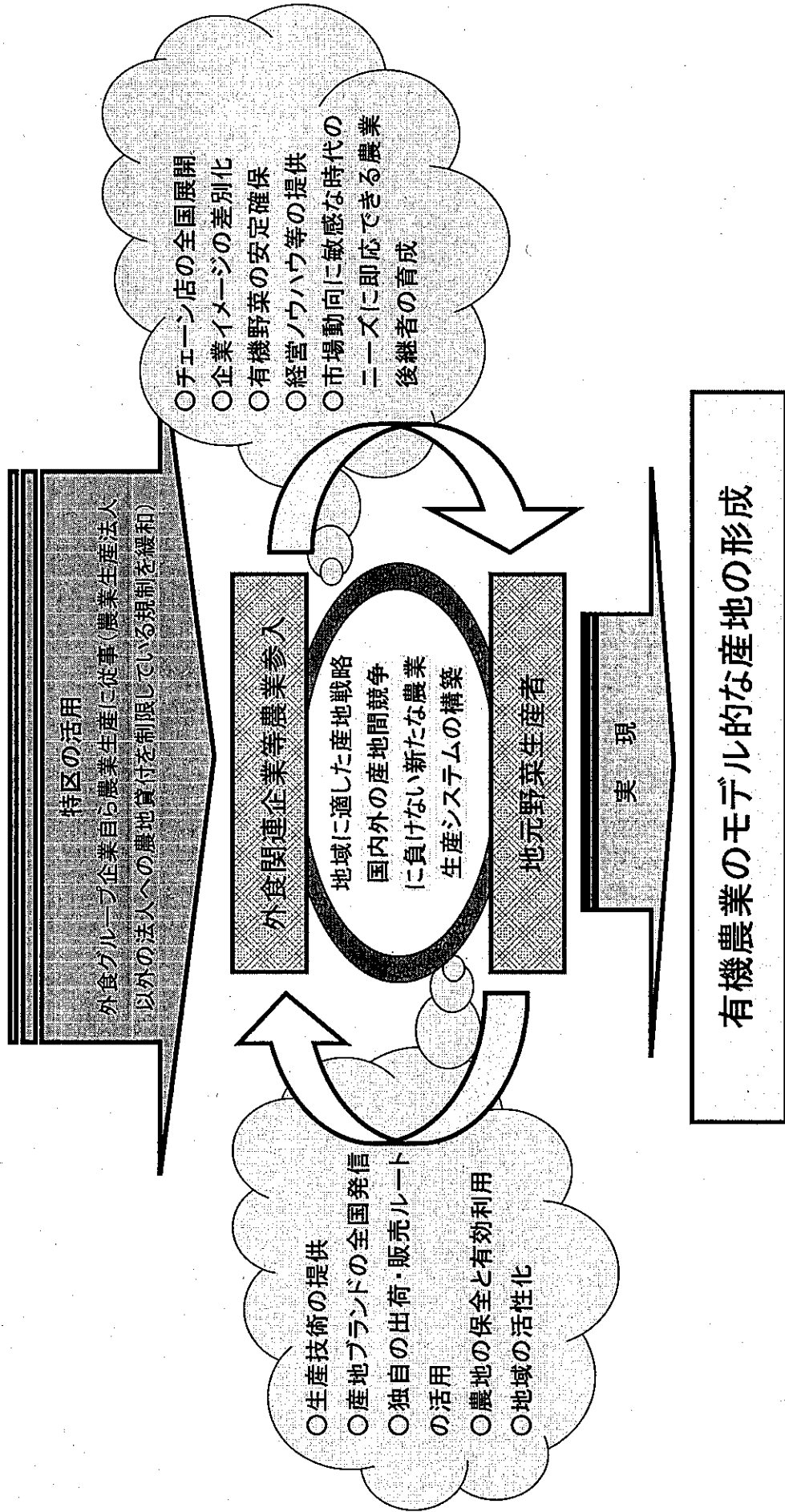
[このページの先頭へ](#)

[\[TOP\]](#) [\[項目Index\]](#) [\[所属Index\]](#)

CHIBA PREFECTURE

有機農業推進特区の展開イメージ

農業を取り巻く環境：○安全・安心・新鮮志向の高まり ○農産物の価格低迷 ○担い手不足 ○遊休農地の増大等
 求められる対応：○安全、安心、新鮮な食材提供 ○独自の出荷、販売ルートへの創設 ○顔の見える農産物の提供等



農地制度の改正について

平成17年9月1日

農林水産省

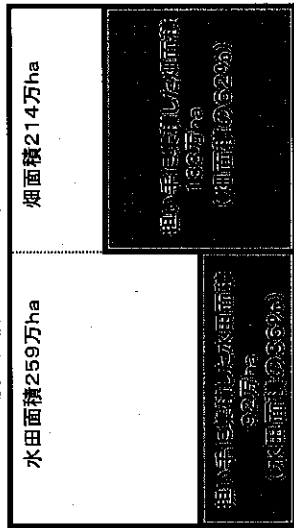
I. 担い手への農地の利用集積の促進

1. 集落営農の組織化・法人化

現状

担い手への農地の利用集積は遅れており、特に水田農業においてその遅れが大きい。

農地面積474万ha(平成15年)



担い手に集積した農地面積(全体): 225万ha(農地面積の48%)
 単年ごとの集積増加面積
 平成13年度: 3万ha、平成14年度: 3万ha、平成15年度: 4万ha

・225万haのうち水田は92万haのみ(約4割)

地域水田農業ビジョン(米政策改革)

・地域協議会(2,490協議会)が策定(市町村単位が基本)
 ・地域のリーダーを中心に農業者等の話し合いにより策定

内容(例)

1. 売れる米づくりの方針・具体策(生産・販売戦略)
2. 生産調整の方針・具体策(水田の利活用)
3. 担い手の明確化及び水田利用集積目標(担い手の育成等の将来方向)
4. 農業機械・施設の効率利用の推進
5. 「地産地消」など地域農業の活性化

改正内容

市町村が地域の農業振興に関する計画を策定

- 農業振興地域整備計画
 - ・地域整備の計画
 - ・農用地区域の設定
- 農業経営基盤強化促進基本構想

- ・担い手育成方針
- ・農地の利用集積の方針

- ・耕作放棄地対策 (改正事項)
- ・農地のリースによる企業等の参入 (特区の全国展開)



農用地利用規程

・農用地利用改善団体(集落)で策定(約1.1万団体)

◎ 地域の話し合いと合意に基づく集積を加速化するため、集落における農用地利用規程の策定を推進

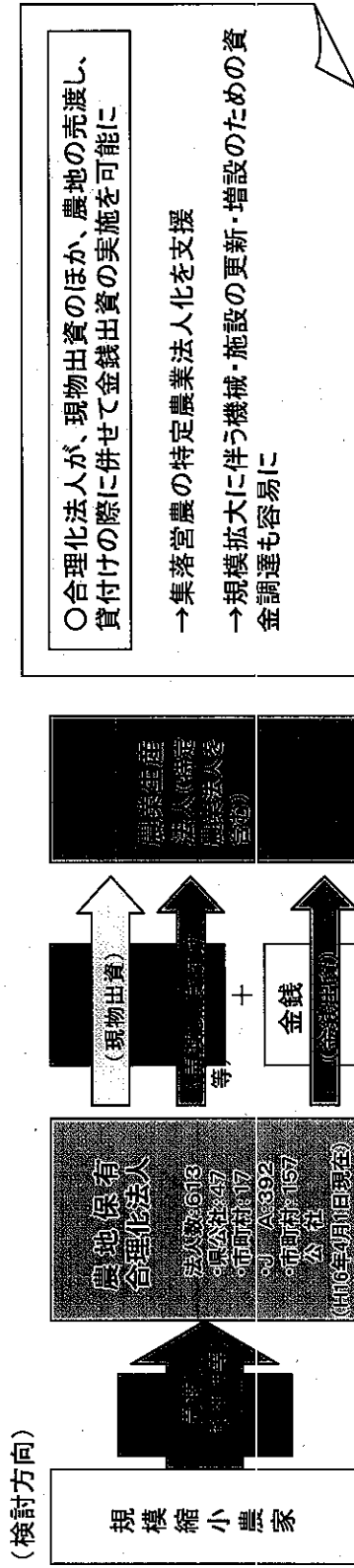
- ・農地の効率的・総合的利用の基本方針を作成 (改正事項)
- ・農地の利用集積の目標を明示
- ・集落営農の構成員の役割分担等を明確化

※ 地域水田農業ビジョンの取組を集落レベルのものとして法制度化

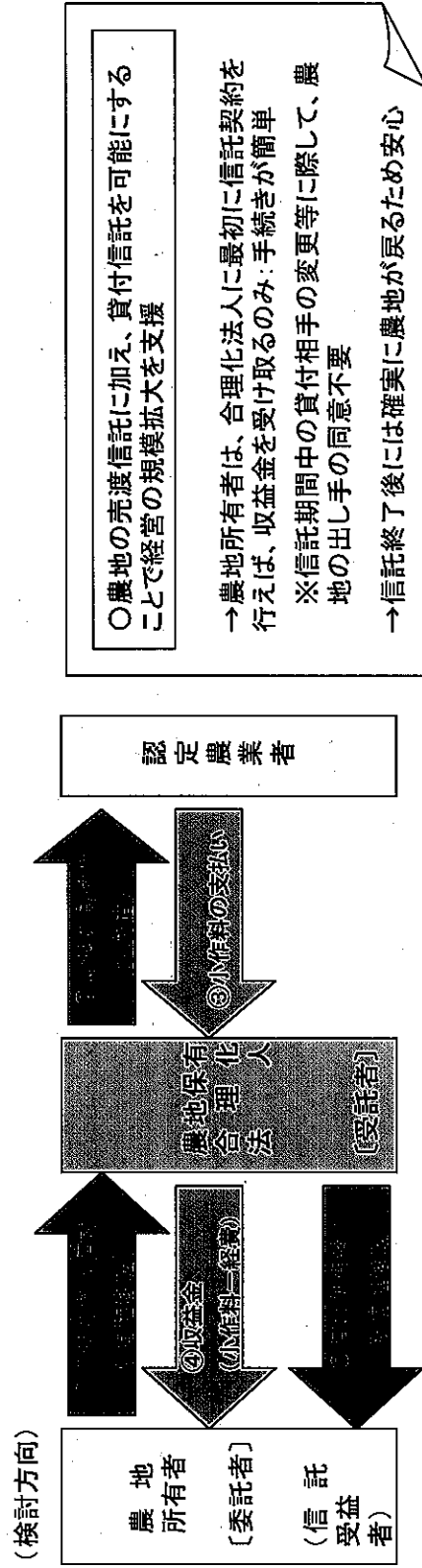
- ◎ 特定農業団体・特定農業法人は、農用地利用規程に位置付けて設立一設立に向けた話し合い等の取組を推進
- 特定農業団体 (140団体)
 - 作業受委託により経営体として実体を有する組織
- 特定農業法人 (278法人)
 - 集落内の農地の過半を集積する法人

2. 農地保有合理化事業の拡充による農地の中介機能の強化

- 農地保有合理化法人が金銭出資を行う事業の創設

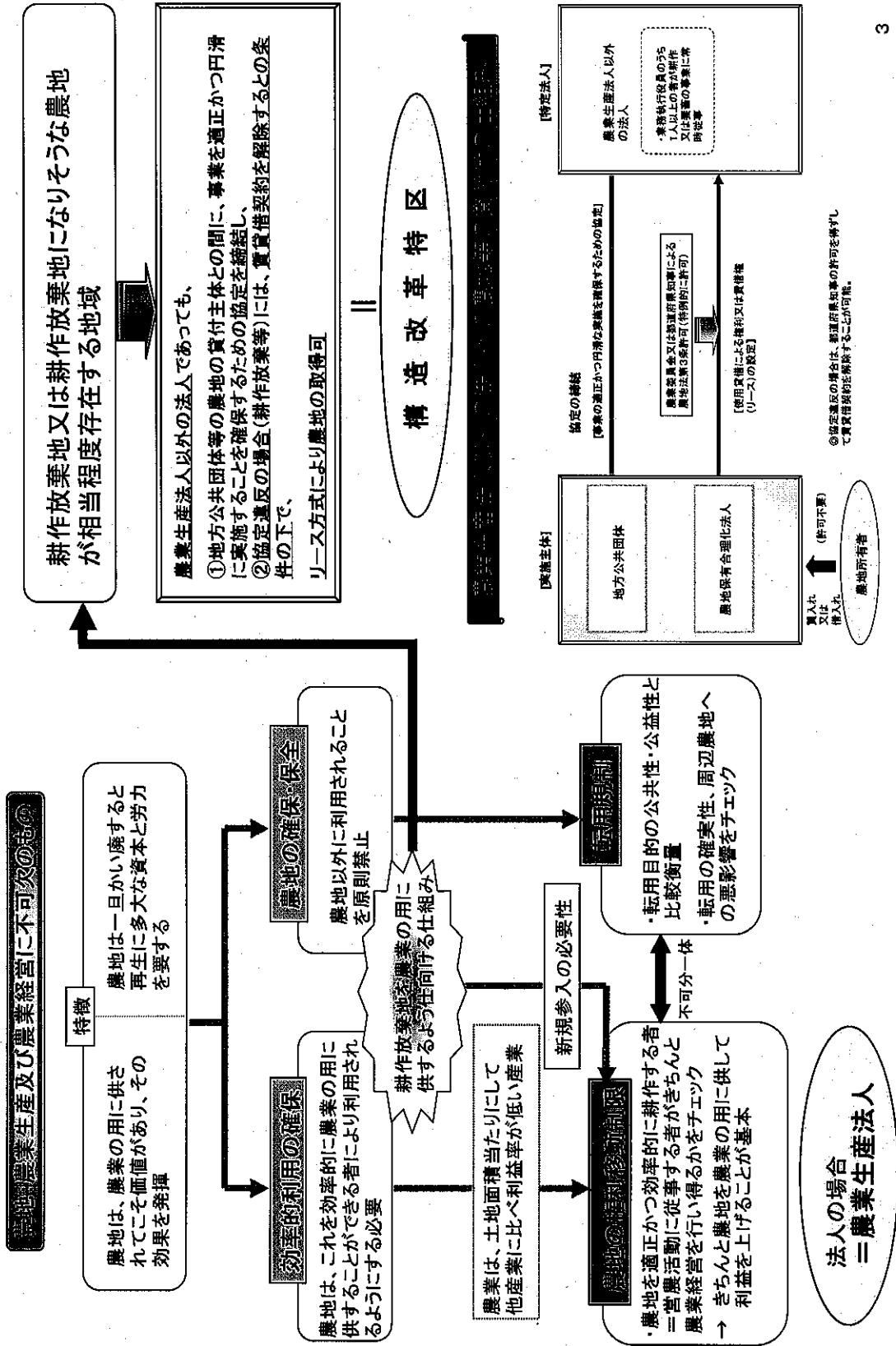


- 農地保有合理化法人が貸付信託を行う事業の創設



Ⅱ. リース特区の全国展開による新規参入

○ 農地制度の基本的仕組みと考え方



○ 構造改革特区において農業経営に参入している法人の状況（平成17年5月1日現在）

1 組織形態・業種別

営農を開始した法人	組織形態別		業種別			
	株式会社	有限会社	NPO等	建設業	食品関係	その他
	107 (100%)	53 (49.5%)	28 (26.2%)	26 (24.3%)	35 (32.7%)	29 (27.1%)

(単位:法人)

2 作物別

営農を開始した法人数	作物別						
	米麦	野菜	果樹	畜産	花き	稲種	複合
107 (100%)	22 (21%)	36 (33%)	20 (19%)	5 (4%)	3 (3%)	3 (3%)	18 (17%)
合計							

(単位:法人)

○協定の例(X市とY建設会社との協定)

- ・ YはX市から借り受けA集落に所在する2haの農地において稲作を行う。
- ・ Yは、水路、ため池等の施設の維持管理等の取決めを遵守し、常時従事役員のうち1名を維持管理等の任務に当たらせる。
- ・ YはX市に対し、協定の実施状況等について毎年度報告する。
- ・ Yが協定に違反した場合には、X市は賃貸借契約を解除する。Yは、その場合には、自己負担で直ちに原状回復してその土地をX市に返還する。

参入している法人のパターン

ア 地域の建設業者が余剰労働力の有効活用を図る、あるいは地域振興の観点から市町村等の働きかけを受け参入したもので、食品産業が、高品質原料を安定的に確保するため参入したもの

ウ NPO法人等が農作業体験の機会を作ったり、都市と農村との交流のために営農しているもの

参入状況

ア 市町村等が地元企業に対し、農業をやってみてはどうかと勧誘するケースも多い。

イ 市町村、普及所、農業委員会、JAが技術面等でこれらを支えていくという意向あり。

⇒ 市町村が定める地域の農業計画である「基本構想」で、参入区域を明示

地元の評価

地元では、周辺の農業への支障は生じておらず、きちんと農業をやってくれていると評価されているものが多い。

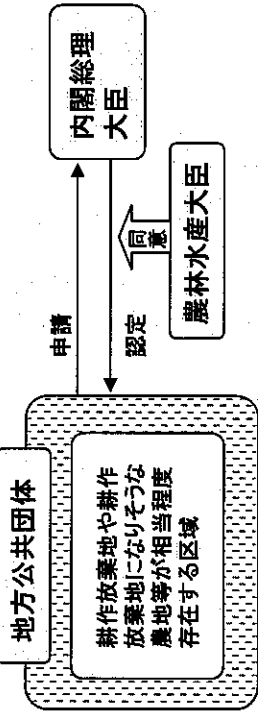
⇒ 現行制度と同様、市町村が参入法人と協定を締結し、農地をリースする方式を国の認定なしで行うことができるようにすること(全国展開)による対応が適当

対応方向

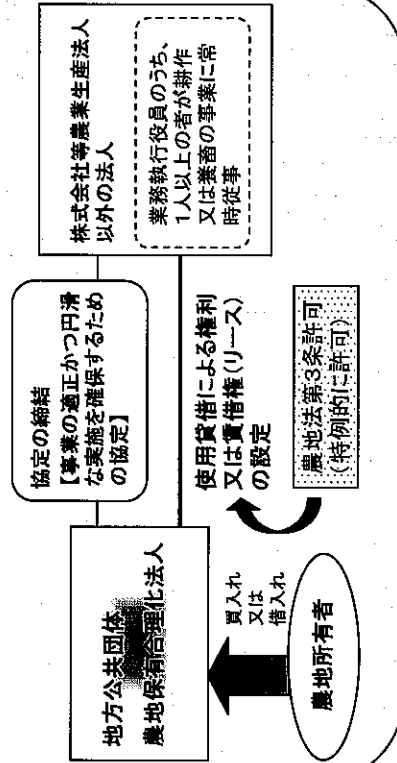
現行

構造改革特別区域法

① 特区の認定



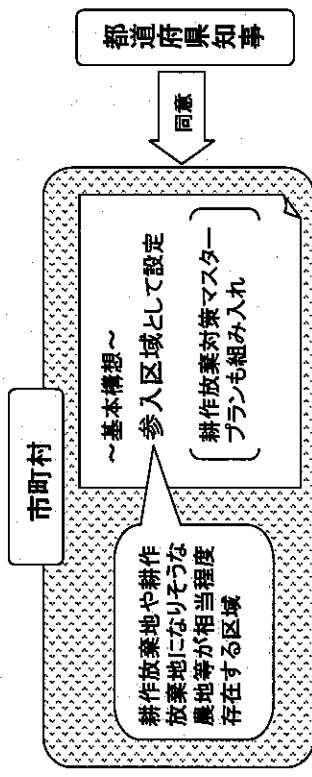
② 農業生産法人以外の法人への農地等の貸付け



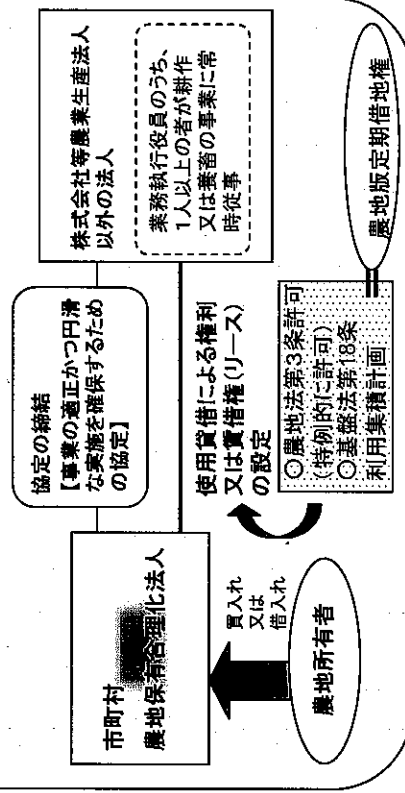
新制度

農業経営基盤強化促進法

① 基本構想に規定「特定法人貸付事業」



② 農業生産法人以外の法人への農地等の貸付け



○リース特区以外の特区について

(1) 市民農園の開設主体の特例

- ・開設主体は、地方公共団体、JAが原則であるが、市民農園特区において、市町村等との協定の締結を条件に、農地所有者(農家)、NPO法人等も開設可能
- ⇒ 国の認定なしで、地方公共団体、JA以外の者による市民農園の開設が可能に(全国展開)

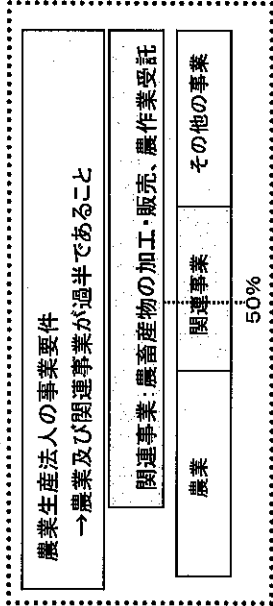
以下については省令改正により措置

(2) 農地の権利取得要件である下限面積の特例

- ・原則50aを最低10aまで緩和することが可能
- ⇒ 耕作放棄地が多い地域において、地域の耕作規模の状況等に応じ、国の認定なしで緩和が可能に(全国展開)

(3) 農業生産法人の行う関連事業の範囲の特例

- ・都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業等が可能



- ⇒ 国の認定なしで、関連事業として農作業体験施設の設置・運営や民宿業等が可能に(全国展開)

○特区において市民農園を開設する主体の内訳

(単位：主体数)

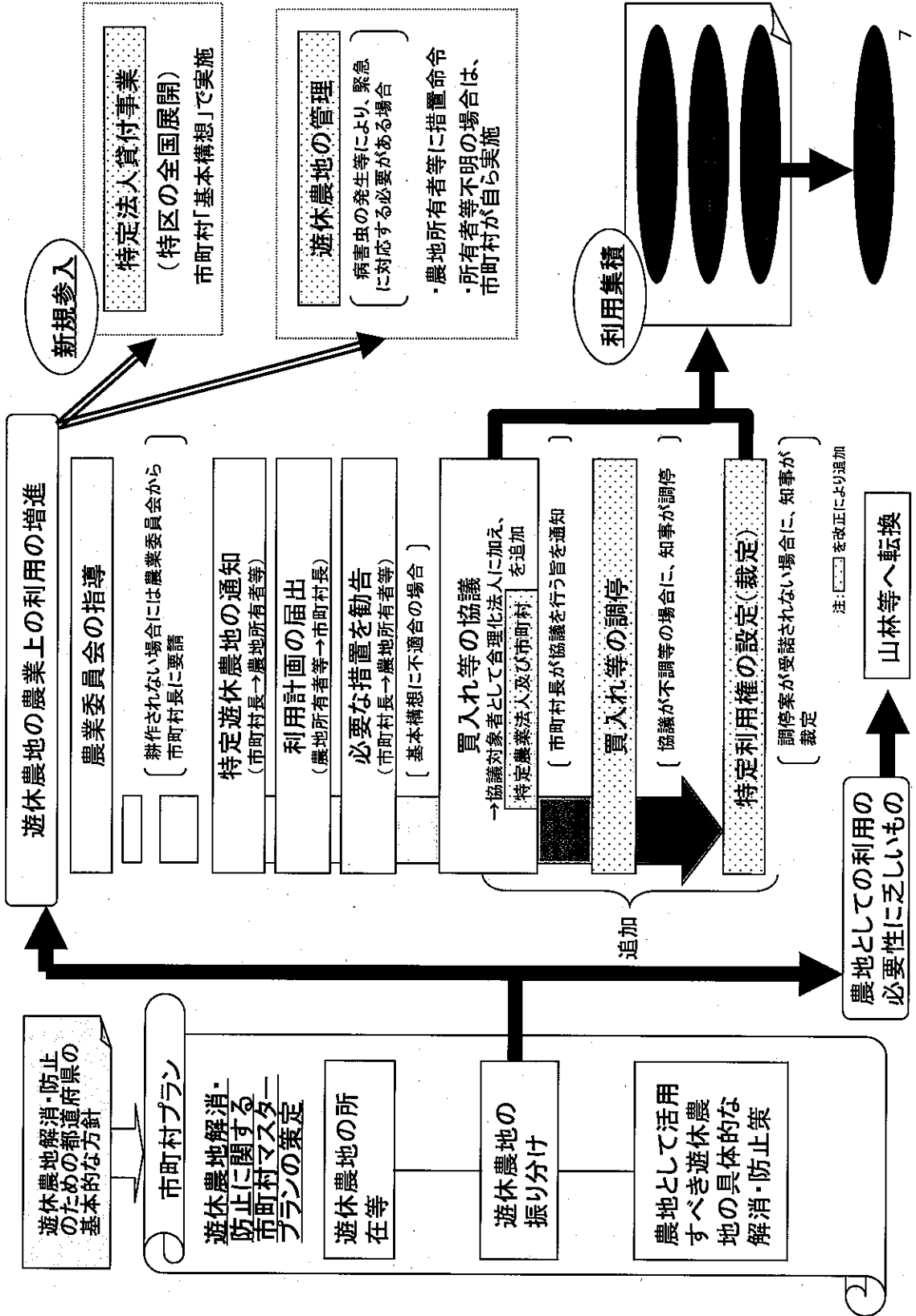
開設主体の種類	開設主体数	個人	株式会社	有限会社	NPO法人	農地保有合理化法人	生協
農	117 (112)	115 (111)		2 (1)			
旅館・民宿	5 (5)	4 (4)	1 (1)				
建設業	1		1				
三セク・公社	7 (5)		3 (2)	2 (1)		2 (2)	
その他	10 (6)	2 (1)	2 (1)		5 (4)		1
合計	140 (128)	121 (116)	7 (4)	4 (2)	5 (4)	2 (2)	1

注) 1：施設が特定区域に所在する農園(平成16年10月1日現在、農地保有合理化法人(農地保有)で報告を受けた主体について)。
2：下取() 又は、平成16年10月1日までに市民農園を開設した主体数。

○下限面積特区の状況
32地区(平成16年10月1日現在)

○関連事業特区の状況
2地区(平成16年10月1日現在)

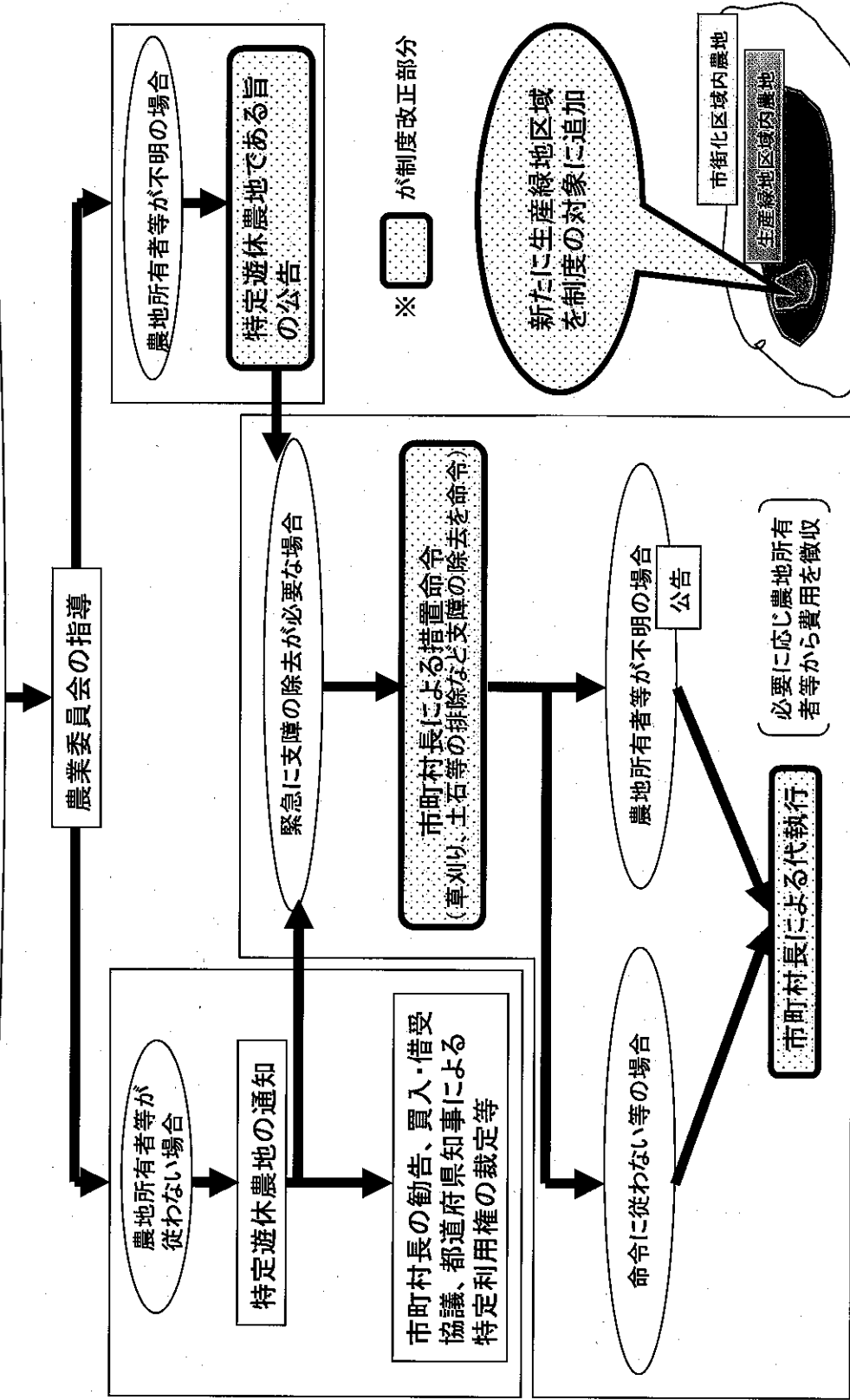
Ⅲ. 体系的耕作放棄地対策の整備



注: [] を改正により追加

遊休農地の管理のための措置命令の創設

遊休農地の管理を行う必要が発生（病害虫の発生、土石・廃棄物等の投棄などのおそれ）

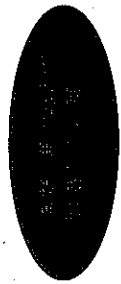


※ が制度改正部分

農地制度見直しの具体的な方向

〇担い手への利用集積の遅れ

平成16年3月末の集積実績：225万ha
 (農地面積(474万ha)の48%)
 このうち水田は92万ha
 (水田面積の36%)



- ・高齢化等の進捗による担い手不足
- ・約半数の集積において、主業農家なし
- ・集積農地の分散化

〇耕作放棄地の増加

耕作放棄地の増加
 (この15年間で21万ha増)

S60	H12
13万ha	→ 34万ha

(東京都の面積の1.5倍)

- ・虫喰いの農地転用の発生

〇都市住民等の農地利用二一 ズの高まり

市民農園の整備(平成元年～)
 ・地方公共団体又は農協が開設
 ・2,211ヶ所(H11)→2,678ヶ所(H14)
 (3年間で467ヶ所増加)

〇農業経営基盤強化促進法の改正

- (1) 担い手に対する農地の利用集積の促進
 - ① 農用地利用規程の充実による集落営農の組織化、法人化
 - ・集落営農の役割分担等の明確化
 - ・担い手に対する農地の利用集積目標を明示
 - ② 農地保有合理化事業の拡充による農地の仲介機能の強化
 - ・農業生産法人への金銭出資、貸付信託の制度化
- (2) 市町村基本構想における特定法人貸付事業の創設(リース特区の全国展開)
 - ・耕作放棄地が相当程度存在する区域において
 - ・市町村と参入法人がきちんと農業を行う旨協定を締結し、
 - ・市町村等が参入法人に対して農地をリース。協定違反の場合はリース契約を解除

(3) 体系的な遊休農地対策の整備

- ① 遊休農地対策を都道府県基本方針、市町村基本構想に位置付け
- ② 遊休農地の買入・借受協議対象者の追加→合理化法人に加え、特定農業法人等を追加
 - ・都道府県知事の裁定による利用権の設定
- ③ 遊休農地の管理に関し、農地所有者等に対する措置命令(草刈等)を制度化

〇農地法の改正

- ・所要の規定の整備
- * 本法案とは別に、商法改正に伴う農業生産法人の法人形態に関する改正を予定→有限会社の削除、合同会社(LLC)の追加

〇農業振興地域の整備に関する法律の改正

- ・農業振興地域整備計画の策定・変更に際し、地権者だけでなく市町村の住民による意見提出の機会を付与

〇特定農地貸付法の改正

- ・市民農園の開設につき、市町村との協定を要件に、市町村及び農協以外の者でも開設可能(市民農園特区の全国展開)

〇農地の利用集積の遅れ、耕作放棄地の増加、都市住民等の農地利用二一ズの高まり

〇農地制度見直しの具体的な方向

〇農業経営基盤強化促進法の改正

〇農地法の改正

〇農業振興地域の整備に関する法律の改正

〇特定農地貸付法の改正

都市住民等の農地利用二一ズの高まり

○ 農地の権利移動と権利移動後の利用確保措置の在り方については、大きく3パターンに分類。どのような方向で検討を進めるべきか。

※ 農地権利移動規制と利用確保措置の在り方の方向

	I	II	III
基本的方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利移動規制を廃止 ○ 耕作しない者の参入による弊害を防止するための強権的な利用確保措置等に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利移動規制（農業生産法人要件を含む）について、真に農地が利用されるという観点に立って見直し ○ 耕作放棄の防止など利用確保措置を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利移動規制の現行内容を基本的に維持 他の施策で現下の問題に対応すべき ○ 耕作放棄の防止など利用確保措置を強化
論点	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 社会経済の変化等に関わらず、転用を認めない等の強権的な措置を発令することが可能か ☆ 耕作放棄に対する厳しい措置を創設したとしても実際に運用されるか 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 農地としての利用を確保する等生産者の観点から許可要件をのべない見直し ☆ 権利取得後に農地としての利用の継続がとれないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 現行制度が不耕作防止に役立ち、耕作放棄地増加を抑える見直しは基本的には不要か ☆ 高年齢化の進展等による担い手不足という問題に対して、言えぬのか

④一般の株式会社等による農地の権利取得

- 株式会社一般の農地所有権の取得については、懸念される弊害に対する有効な措置の観点から賛否の両論があり、このことについてどのように考えるべきか。
- また、株式会社一般の農地利用については、特区においてリース方式で認められており、農村で懸念の強い所有権の取得を認める意義についてどのように考えるべきか。

※ 株式会社一般の農地所有権の取得に関する主要論点

懸念する立場の声	左に対する反論
投機目的の農地取得のおそれがある	転用規制の厳格適用で対処できる
耕作からの撤退により大規模な遊休化につながるおそれがある	遊休化を回避するための新たな措置の導入により対処すべき
産業廃棄物の不法投棄等につながるおそれがある	廃棄物処理法の厳格適用で対処できる
地域ぐるみで行われている土地・水利用に混乱が生ずるおそれがある	一概にそうとは言えず外部からの進出企業が共同作業の中心になる例もある
従来の認定農業者等の育成施策と整合が図られな いおそれがある	担い手不足が深刻な現状において杞憂である

九月施行の改正農地法などで、構造改革特区だけ認められていた一般の株式会社の農業参入が可能になった。多くの耕作放棄地を抱える市町村は新たな担い手の登場に期待、地元の雇用も見込めるとあって工場誘致と並ぶ企業誘致として力が入る。現在、農地の貸し出しに向け「基本構想」づくりを急いでいるが、企業側は採算などをめぐり模倣眺めの様相だ。

農地法改正、株式会社での農業解禁

◆高まる期待

水耕栽培システムなど農業用施設の開発販売を手がけるオーソーコーポレーション(東京・中央)は来春、子会社を通じ新潟県妙高市で青シシンの生産を始める。タバコ畑だった耕作放棄地約六万平方メートルを借り、自社技術を使った水耕栽培用のハウス十二棟を建設する。「設備投資に十四億円かかるが、一株当たりの年間売り上げは五千万円。数年で投資を回収できる」と子会社、妙高ガーデンの山下光明社長。オーソーコーポは妙高市内の農業法人と取引があり、その縁で市から声がかかった。九月七日に協定締結。特区以外での農業参入の全国第一号だ。「今のところ企業より自治体のほうが

熱心。農地制度の改正を説明するパンフレットをつくらせたり、島根など専任担当者を置く県もある」と三菱総合研究所の

渋谷征男主任研究員。地方ではかつてのよきな工場誘致が難しくなった。企業が大規模農業に参入してくれば雇用の受け皿になると期待しているのが背景だ。市町村が農地を実際に企業に貸し出すには、耕

作放棄地が多いエリアを対象区域に設定する基本構想をつくる必要がある。参入意欲のある企業に早く提示しようとする自治体は作業を急ぐが、妙高市は改正法成立後から準備を始め先行した。

◆企業は様子見

一方、企業の動きは鈍い。札幌市は今年度未だじめに基本構想の策定を進めているが、それに先立ち研修用として耕作放棄地の企業への提供を始めた。しかし、「思ったより企業は慎重。事業が

成り立つか模倣眺めのところもあるのでは」と札幌市の瀬口信隆農政課長。この研修事業に応じたのは札幌市郊外で緑化工事やガーデンショップを営む市川造園だ。「造園業



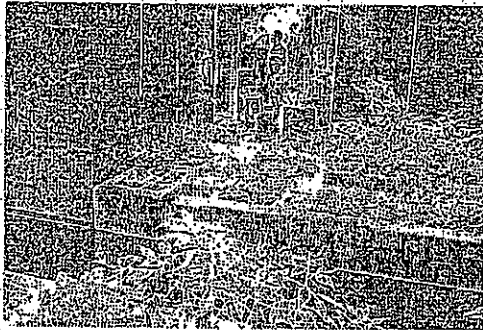
すでに構造改革特区などで農業参入したワタミグループは今回の制度改正に冷静(群馬県の農場)と園芸農業は似ている。農地さえあれば規模を拡大したい(谷広司専務)と参入の動機を説明する。同社は農地六千平方メートルを借り、イチゴとアスパラガスの栽培を始めた。イチゴは洋菓子店に製菓用として販売。アスパラガスはガーデンショップに出す考えだ。イチゴ用の

対象区域 設定急ぐ

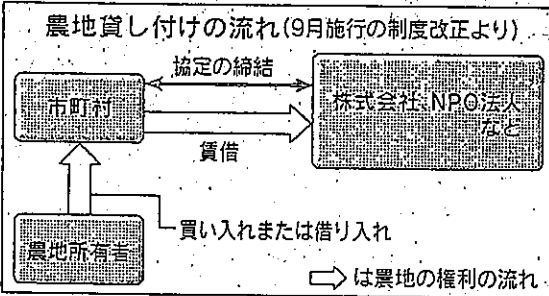
農の企業誘致

自治体「雇用の受け皿に」

農



パソナはハイテク地下農園で農業をアピール(東京・大手町)



▼農地制度の改正 九月施行の改正農業経営基盤強化促進法、改正農地法などにより、農業生産法人以外の一般の株式会社やNPO法人などが農業に参入できるようになった。農地は購入できないが市町村の仲介で耕作放棄地を借り受けるもので、特区だけに認められていた制度を全国に解禁した。建設、食品、外食、酒造会社などの参入が見込まれる。一方、農地を買ったり借りたりできる農業生産法人だが、出資制限などが徐々に緩和されたものの「役員の上半が農業に常時従事する構成員であること」などが求められる企業の参加は難しかった。このほか、鶏舎での養鶏など農地を必要としない一般の農業法人がある。

◆「手続き煩雑」

一足先に特区を利用して農業参入した企業は、市町村との煩雑な手続きの経験から改正法による制度改正に冷ややかな反応を示すところも多い。「市町村の仲介で農地を借りるのは手間がかかる。既存の農業生産法人に参加するなど地主と直接交渉したほうが効率的」とワタミファーム(東京・大田)の武内智社長。同社は大手外食ワタミが二〇〇二年、チェーン店への有機野菜の供給を目的に設立した。北海道、千葉県など五カ所の農場で野菜やコマなどを生産するが、特区を使ったのは三カ所。それ以外は関連の農業生産法人が農地を取得する形をとった。今後も農場を拡大する予定だが、新制度を利用する意向はないという。